

**電気通信事業政策部会・接続政策委員会
合同ヒアリング後の追加質問に対する
各社・団体の回答**
(「通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への
参入促進のための公正競争環境の整備」等関係)

平成21年4月21日
総務省総合通信基盤局
料金サービス課

通信プラットフォーム機能のオープン化

検討項目1) 移動網の通信プラットフォーム機能

- プラットフォームのオープン化に関して、具体的にどのようなサービスを行うにあたり、現在のルールではどのような問題があるのか事例を交えて教えてほしい。【P5】
- 日本通信のMVNOに対する今後の期待は理解できるが、現在の制度ではMVNOにより携帯市場を一層活性化することが期待できるのか。諸外国のMVNOの状況をもみてもそう楽観できるものではないのではないか？ 諸外国の事例から、依然として制度的な課題があるのではないのか。この点を再度伺いたい。【P7】
- ドコモ、KDDIのコンテンツプロバイダの取り扱いについて差別的に行われている状況にあるとお考えであれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います。【P8】
- ドコモ、KDDIが設定する各種の機能利用・設備接続・登録等に係る手数料について、算定の不透明さがあるもの、算定方法自体に合理性が見受けられないものがあるとお考えであれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います。【P8】
- 著作権の保護、ネットワーク輻輳対策、個人情報保護の目的等、機能の開放について消極的となる理由が主張されているところですが、携帯キャリアから個別の設備、機能ごとにどのような主張があったのかご説明願います。これに加えて、そのような理由は開放をしない理由として正当と評価されているのか、また、かかる目的を達成するために、開放することを前提として他の有効な手段があれば、ご教示ください。【P8】
- PFやコンテンツの開放について自主的に十分な取組を行っているのご説明でしたが、拒否される場合や差別的に取り扱われているというコメントもありました。たとえば、MCFの例示する各機能について、取扱の現状と正当と思われる拒否の理由があれば教えてください。【P9】
- 今回のヒアリングでは、総じて、ドコモ、KDDIとも自主的に十分な開放を行っているとのことでしたが、貴団体の認識とは必ずしも同一でないと思われます。これについての反論があれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います。【P9】
- 3つのワイドバンドとの接続を行った経験を踏まえてネットワークの差異は大きな問題ではないとのコメントをいただきましたが、現状二種指定規制の対象であるドコモとKDDIのネットワークはそれぞれ異なることから、一律の規制の対象とすることは適切でないとのコメントに対する評価を教えてください。ネットワークの構成や設備の種類が異なることはあっても、必要とされる機能を切り出すことについての要望は変わらないと思われますがいかがでしょうか。要望される具体的な設備（違いがあるのであればその点も。）やプラットフォーム機能を例示しながら、個別機能ごとにお答えいただけるとわかりやすいと思います。【P14】
- コンテンツプロバイダは、iモードなどの日本の携帯事業者のプラットフォームに乗っかっており、ただ、その乗り方がユニークであるとコメントがありましたが、その具体的な意味合いを教えてください。また、コンテンツプロバイダは、既存携帯事業者のシステム上でビジネスを展開せざるを得ないという面において、その展開の幅も限定的な面がありますが、例えば、認証課金機能やそのインタフェースを彼らに開放することによって、国民生活がどの程度よりよくなるのか、具体的なイメージがあればご教示ください。【P15】
- モバイル・コンテンツ・フォーラムのプレゼンでは、今後コンテンツプロバイダーが自由な発想とビジネスモデルで事業展開が可能になったのか分からなかった。現在行われているプラットフォームのオープン化でそれが保証されるのか。課金やセキュリティといった点で、キャリアの力が大きく、依然課題が残っているのではないか。伺いたい。【P16】

<続き> 検討項目1) 移動網の通信プラットフォーム機能

- MVNOのビジネスに要求されるスピード感に対応した接続手続を求めるとのご意見に関して、ドコモ等のMNOにおいては専用の問い合わせ窓口や接続約款・卸約款の策定公表等の取組もあるところ。これでは足りない部分があるとすれば、具体的に何でしょうか、アンバンドル機能や接続料の設定等だと推測しますが、不十分と考える理由と合わせて、個別機能ごとにご教示ください。これについて、ドコモとKDDIでも対応に異なる面があるのであれば、その点もお願いします。【P17】
- 自らプラットフォームサービスを提供する事業者の出現も踏まえたプラットフォーム機能の開放を考えていくべきとのコメントでしたが、そのようなサービス提供者として名乗りをあげ、実現を目指す者が本当にいるのでしょうか。70社余りの潜在MVNOとの交渉があるとのことですが、その中に既存キャリアとは異なる別個の独自のプラットフォームを提供したいと考えている具体的な事業者がどの程度あるのでしょうか。【P18】
- 端末で利用するアプリケーション機能については、米国において一定程度の政策的進展があったとご指摘いただいたと記憶しておりますが、具体的にどのようなものでしょうか。【P19】

電話番号メール接続、メール転送

- ソフトバンクからは、電話番号メール接続は、海外では当たり前なのに日本ではできないので、その実現を求める説明があった。これについてどう考えるか。実現する際に問題はありますか。また問題があったとしても解決できないのか。【P20】
- SMSの例ですと、日本における利用が限定的なのは自網内に閉じており、他事業者とのやり取りができないことが指摘できますが、この点の御社の取組状況を含め、利用者利便の向上を図る観点からのコメントがあればお願いします。貴社を含むMNOは、海外では他キャリアと接続しているのに対して、我が国では自網内で閉じなければならない理由があるのであれば、あわせて教えてください。(注:後段はKDDIのみへの質問)【P21】
- メール転送については、利用者の利益や競争促進に資するものと思われる。これに関して事業者間協議を行っておられるとのことだが、以下の点を伺いたい。
 - ア) 事業者間の協議だけでは解決しにくい問題はありますか？
 - イ) ある場合、どのように解決していくことを考えているのか？
 - ウ) いつ頃を実現しようとされているのか？【P22】
- 利用者利便を考えれば、ソフトバンクが言うように、事業者変更後のメール転送を実現することは必要と思うが、どうなのか。郵便の場合も、引っ越しをした場合には転送サービスがあるのだから、携帯電話でも同様のサービスをしたらどうか。【P22】
- SBMの要望に対して、ドコモからはメール転送とSMSについては事業者間で協議をしているが全社でまとまる必要ありとの発言があった。協議における主たる論点は何でしょうか。開発投資費用の分担という問題も内包されているように思われるが、KDDIとしての懸念点があればご説明ください。また、移動体市場においては事業者間の協議に委ねるべきであり、規制は不要とお立場のようですが、協議がまとまりそうになれば、事業展開のスピード感に対応することも踏まえ、行政によるルール化も必要との意見に対してコメントがあれば合わせてお願いします。【P24】

検討項目2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

- テレコムサービス協会は、第三者がNGNにサービスプラットフォームを構築するためのインターフェースのオープン化を要望していた。これは、すべてのインターフェースではなく、特定の業種や企業向けのものに限定し、かつ網に与える影響の小さいものから順次開放を求めるものであり、妥当な意見だと思う。この意見に対応してインターフェースをオープン化可能な部分はないのか。【P25】
- テレサ協は、プラットフォーム機能についてのインターフェースのオープン化がされた後に、その中で新たなサービスを検討したいと主張しており、NTT東西は、提供したいサービスについての要望を踏まえてから、オープン化を検討したいと主張しているように思える。双方のどちらが先かという問題になっている感じがするが、NGNの機能を活用した魅力あるコンテンツやサービスが充実しているとは言えない現状を踏まえると、一刻も早くプラットフォーム機能を導入する必要があり、まずはインターフェースのオープン化を検討すべきではないか。【P25】
- 固定電話では、GC接続でマイラインが実現しているように、NGNでもGC接続でマイライン的なサービスを実現できないのか。何か技術的な問題があるのか。IP網は、汎用品を使って網構築が可能であることを考えると、特注品を使うPSTNよりもネットワーク改造への対応が柔軟にできそうな印象を持つがそうではないのか。【P26】
- テレサ協からは、NTTの構築するNGNのプラットフォームが完成するまでの間、第三者による簡易なプラットフォームの構築ができるようなインタフェイスを設けてほしい旨の要望がありましたが、NTTのNGNについて、現状接続形態〈アンバンドル・インタフェイスオープン化〉では不十分と思われる点やテレサ協と同様の要望がありましたら、その開放によりどのようなサービスを提供しうのかと合わせて、ご教示願います。【P27】

接続料算定上の課題

検討項目1)逆ざや問題

- 規制対象事業者以外の事業者の設定する接続料の不当性の判断基準として、統一的なユーザ料金が設定しにくい場合ということを挙げられていますが、着信接続料の差異を踏まえた着信先ごとのユーザ(通話)料金の設定についてはどのようにお考えですか。発生した費用に見合った個別売価を設定することは必ずしもユーザ利便に資しないとお考えですか(すでに自網内は無料という意味で差別化している状況も踏まえ。)。【P30】
- 既存事業者からの意見は、規制対象事業者以外の事業者においては接続料の算定根拠が不明確かつ合理的でない場合があるとも受け止められますが、貴社を含む規制対象でない事業者の接続料設定についても適正な原価に照らして行われるべきか、貴社の考えをお聴かせください。仮に、貴社における接続料が原価に照らして適正なものご説明される場合には、算定根拠等のデータを踏まえたご説明をお願いします。【P30】

固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

検討項目1) 今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点

- 今後データ系サービスが伸びていき、音声は巻き取られていく中で、接続料の在り方についての意見があれば教えてほしい。【P31】

その他

- 抱き合わせについて及び不当廉売(インクリメンタルが低いので長期的には不当廉売になると言っていたこと)について、詳細を出せる範囲で教えて欲しい。【P33】
- コンピュータ業界、シリコンバレーからみて日本の通信の特殊性(特に垂直統合、NGNなどについて)について、どう考えていて、そして、今まで及び今の日本の通信についてどのように評価しているか。また、これからの展望について聞かせて欲しい(ITUIに従うべき等)。【P33】
- 齊藤先生のご発言の中に、ユニバについて言及されているものがあったが、どんなコンテンツ事業者でも自由に参入して大丈夫だと考えているか。これからの展望(自主規制を作る等)についてどう考えているか。【P34】

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1) 通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ **プラットフォームのオープン化に関して、具体的にどのようなサービスを行うにあたり、現在のルールではどのような問題があるのか**事例を交えて教えてほしい。

■ MNOと接続されているMVNOは、プラットフォーム事業を実施しているという側面も強く、複数の携帯電話事業者や固定通信事業者と接続して、各種の複合サービスを提供できる立場にあります。即ち、**現在、日本通信をはじめとするMVNOが実施または企図しているサービスのかなりの部分は、プラットフォーム事業としての性格を有しています**。このような立場から、**現在抱えている問題の例を以下に示します**。これらの問題は、機能のアンバンドル化の必要性や、算定接続料の合理性、合意に至るまでの期間の短縮の必要性など、接続ルールや接続協議の進め方などに幅広く関係します。

ナンバーポータビリティ制度により同一番号で事業者間を移行できるようになっているが、**SIMロックがかかっている端末が多いため、新たに移動先で利用可能な端末を購入する必要がある**。また、**この問題が解決したとしても、端末に互換性が無く**、例えばソフトバンクモバイルからNTTドコモに移行する場合、**同一端末ではモバイルポータルサービスが受けられない**(原理的には可能であるが、ソフトバンクモバイルがモバイルポータルサービス選択設定機能を開放していないため、プラットフォーム事業者との接続ができず、サービスを受けることができない)。これらの事象が、プラットフォーム事業の健全な発展を阻害していると考えられる。

NTTドコモにおいては、モバイルポータルサービス機能が基本的には開放されているが、新たな機能に対しては開放も情報開示もなされていない機能が複数存在するため、唯一基本機能が開放されているNTTドコモにおいても**同等のサービスを提供できない**。iコンシェルサービスによる電話帳お預かりサービスや端末への情報プッシュ配信、緊急速報「エリアメール」による特定エリアへのメール一斉配信などは、それらの例である。

携帯事業者を移行する場合にメールアドレスポータビリティが提供できない。これは、NTTドコモ以外がモバイルポータルサービス機能を開放していないことによる。

お財布ケータイサービスのような少額決済サービスに関する機能(例えば認証サーバ機能)が開放されていないため、同等のサービスをプラットフォーム事業者が実施することができない。この例は、支配的事業者がその支配的地位と資本力を使って、端末製造業者を系列化すると共に、決済手段を有する会社をも実質的に支配する垂直統合モデルの一例であり、それが弊害となっていることを物語っている。

GPSを利用した位置情報機能について情報開示が不十分で、かつ開示される情報が開示対象者に対して均一ではない。当然のことながら、MNO間の互換性はない。GPSを利用した(いわゆるA-GPS利用の)位置情報機能は、MVNOを含む多くのプラットフォーム事業者にとって利用価値の高い機能であることから、本課題の解決は重要である。

■ **具体的な事例については、添付の資料1**(合同ヒアリングにおけるMCFプレゼン資料からの抜粋)をご参照ください。(注:P6)

現在のルールでは、行為規制のあるのは1社であり、3社の寡占市場である移動体においてはその社会的な影響を考えると、一定のシェアがある事業者にはすべて適用すべきであると考えます。また、**コンテンツ配信事業者を公平に取り扱う事が公正競争のガイドラインで明記されていますが、通信事業者がプラットフォーム機能を提供しないあるいは制限する等の下位レイヤー事業者がその立場を利用して上位レイヤーの事業にレバレッジを働かせることについての明確な規制がありません**。

日本通信

MCF

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

MCF

資料 1

●認証・課金に関する機能

認証に必要な利用者を識別する情報(ID)に関してIDポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない。また、求めるセキュリティレベルに合わせて多様な認証機能を選択することもできない。

通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない。また、公式サイトではポータル機能と一体で提供されているので、課金機能のみ分離して利用できない。

●コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能

通信事業者は「端末仕様書」、「アプリ仕様書」、「ネットワーク仕様書」等の接続の規制や、詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービスを提供できない。

●コンテンツ配信に関する機能

着うたフル、動画等の特定コンテンツを配信するにはMOSサーバー等の通信事業者の特定の配信サーバーに制限される場合があるため、配信コストが割高となる。

●利用者が負担する通信料金等について

コンテンツを利用する場合の利用者が負担する通信料金に関して、通信事業者とコンテンツプロバイダが提供するにおいて差異があり公平に提供されていない場合がある。

●PUSH型サービスに関する機能

「SMS(ショート・メッセージ・サービス)」、「EZチャンネル」、「EZニュースフラッシュ」、「iチャンネル」、「Music&Videoチャンネル」、「iコンシェル」等のPUSH型サービスに関して通信事業者以外は提供できないため多様性がない。

●端末で利用するアプリケーション機能

アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスにあわせてアプリケーションを利用することが制限される。

●コンテンツ・サービスのためのAPI機能

例えば、GPSを使用した位置情報API機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者からAPIが一般に開示されない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない。

●ポータル、ISPサービスに関する機能

現在の公式メニューやISPサービスには実質上通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない。

●ストレージに関する機能

メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■日本通信のMVNOに対する今後の期待は理解できるが、**現在の制度ではMVNOにより携帯市場を一層活性化することが期待できるのか**。諸外国のMVNOの状況をみてもそう楽観できるものではないのではないか？ **諸外国の事例から、依然として制度的な課題があるのではないのか**。この点を再度伺いたい。

日本通信

■単にMNO商品の再販的事業を行うMVNOに加えて、MNOと通信回線の接続を行うMVNOが増加しています。また、ふるさとケータイ事業に代表される地域のMVNOの数も増加しています。**数年前と異なり、MNOも積極的にMVNOを活用するようになり、MVNO市場が拡大していることは歴然たる事実**です。**MVNOがMNOの設備を安いコスト**(第二種指定電気通信設備を保有する事業者との接続の場合は原価+適正利潤)**で活用できることを考えると**、このビジネスモデルは極めて少ない投資で事業運営が可能な事業モデルであると言え、ITや通信事業者以外の参入も見受けられる中、**MVNO事業全体が発展していく確度は高い**と考えられます。**海外においては**、一部のMVNO(例えばVirgin Mobile)を除くと**事業性が乏しかったのは事実ですが、これは音声通信を主体としたMVNOであったため**です。**最近の日本のMVNOは、その比較的多くがデータ通信を主眼とするMVNOであることから、海外における過去の例と比較することは適切ではありません**。一方で、最近、海外のMVNOは多様なサービスを提供し始めています。代表例は、高齢者のみを対象とした高齢者支援MVNO、M2M通信のみを扱うMVNO、欧州各国に接続点を有して、欧州域内の広い範囲で廉価なローミングサービスを提供するMVNO等です。

このような多様なMVNOが早く日本でも立ち上がる環境を醸成することが、日本の携帯電話事業の発展に寄与します。ふるさとケータイ事業はその一例ですが、**このような環境を早期に構築するための制度的な手当てとしては**、詰まるところ、最初のご質問に対してお答えした**制度の変更(第一種指定電気通信設備制度と類似の制度の導入と当該制度適用事業者の拡大)に尽きる**と考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ドコモ、KDDIのコンテンツプロバイダの取り扱いについて差別的に行われている状況にあるとお考えであれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います。

MCF

■添付の資料1(合同ヒアリングにおけるMCFプレゼン資料からの抜粋)にあるようにGPSのナビゲーションに必要なAPI等を含めて、コンテンツプロバイダに設備・機能が提供されず、差別的な取り扱いを受けている例があります。

■ドコモ、KDDIが設定する各種の機能利用・設備接続・登録等に係る手数料について、算定の不透明さがあるもの、算定方法自体に合理性が見受けられないものがあるとお考えであれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います。

MCF

■添付の資料1(合同ヒアリングにおけるMCFプレゼン資料からの抜粋)にあるように配信サーバーとして特定の設備・機能の利用を義務付けられておりますが、その必要性を含めてCPが負担するサーバー利用料金及び利用者が負担する通信料金の算定方法は一切公表されていないため、その価格設定に合理性があるのか検証はできません。

■著作権の保護、ネットワーク輻輳対策、個人情報保護の目的等、機能の開放について消極的となる理由が主張されているところですが、携帯キャリアから個別の設備、機能ごとにどのような主張があったのかご説明願います。これに加えて、そのような理由は開放をしない理由として正当と評価されているのか、また、かかる目的を達成するために、開放することを前提として他の有効な手段があれば、ご教示ください。

MCF

■GPSのAPIに関しては個人情報保護のため、配信サーバーを特定している理由は違法コンテンツ対策のため。等の説明がありましたが、これらのいずれも、利用者へ説明をして承諾をとる。あるいは合理的な基準で配信サーバーの検証を行いコンテンツプロバイダーが選択できるようにする等によって、設備・機能を制限しなくても懸念事項に対処することは可能だと考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■PFやコンテンツの開放について自主的に十分な取組を行っているのご説明でしたが、拒否される場合や差別的に取り扱われているというコメントもありました。たとえば、MCFの例示する各機能について、取扱の現状と正当と思われる拒否の理由があれば教えてください。

NTTドコモ

■当社は、従来からiモードにおいて、①コンテンツ採用基準の明確化(2001年3月～)、②ISP接続インターフェースの提供(2002年1月)、③iモードIDの提供(2008年4月)等のオープンな取り組みを自主的に実施してきており、今後もユーザーニーズや事業者要望に応じ、プラットフォームの相互運用性・多様性の確保に取り組むことでwin-winの関係を構築できるものと期待しているところです。

こうしたプラットフォームの連携強化のための通信事業者とコンテンツプロバイダ(以下CP)等との間の協議にあたっては、各社が創意工夫により差異化を図ることで、多様なビジネスモデルが構築され、市場活性化につながるが必要と考えます。したがって、**事業者・CPからの要望に対しては、ユーザーニーズに基づいたビジネスベースでの判断に委ねるべきであり、また、CP等が各々の責任で事業を実施していくことが求められる**と認識しています。

また、「通信事業者は契約者に対し、通信サービスの内容やその危険性につき具体性かつ十分な周知を図るとともに、その危険性の現実化を出来る限り防止するために可能な対策を講じておくべき責務を負う」とされたダイヤルQ2最高裁判決の趣旨及び昨今の有害サイトのフィルタリングの議論等を踏まえると、**プラットフォームの連携強化を検討するにあたっては、ユーザと事業者の責任関係の明確化や不正利用・過剰利用の防止、個人情報の取り扱いにおける安全性の確保等の視点からの整理が必要**であると考えます。

現在、民間ベースの協議会において、連携強化の話し合いが開始されたところですが、**その中で連携を進めるべきメニューの必要性の見極めや実現のタイミング等、具体的内容の合意形成が図られることが必要**であるとともに、**携帯電話事業者4社がともに実現に向けて対応することが必須**であると考えます。

また、**プラットフォームの連携強化の実現にあたっては、システム開発に伴うコストが生じることが想定されることから、事業者・CPIに対して応分のコスト負担が求められるものと認識**しています。

※MCF殿の例示する各機能についての当社の取扱の現状と考え方については、次ページ(注:P10~12)のとおり

KDDI

■MCF殿等から指摘のあった各機能における当社の取り組み状況は別添資料2(注:P13)のとおりです。

■今回のヒアリングでは、総じて、**ドコモ、KDDIとも自主的に十分な開放を行っているとのことでしたが**、貴団体の認識とは必ずしも同一でないと思われれます。これについての**反論があれば、個別的な設備、機能ごとにご説明願います**。

MCF

■自主的に十分な解放がされているとご説明された設備、機能は一部であり、**添付の資料1(合同ヒアリングにおけるMCFプレゼン資料からの抜粋)における設備・機能については十分に開放されていない**と考えます。(注:P6)

(参考) MCF殿の例示する各機能についての当社の取扱の現状と考え方 (1/3)

項目	MCF殿 意見	当社の対応状況・考え方
認証・課金に関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・認証に必要な利用者を識別する情報(ID)に関してIDポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない ・求めるセキュリティレベルに合わせて多様な認証機能を選択することもできない 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを一つのIDで利用できるように認証基盤を仮想的に統合することは、コンテンツ市場の活性化に資するものと考えますが、実現にあたっては、ユーザのIDの作成方法の秘匿性の確保や実現に向けた調整手法、コスト負担方法の検討等の課題が存在するものと考えます。 ・こうした中で、IDポータビリティの実現に向けては、通信プラットフォーム研究会報告書を受け、「ICT認証基盤連携実証実験」の動きが開始されたところであり、その場にて議論されていくものと認識しています。 ・コンテンツポータビリティについては、通信プラットフォーム研究会報告書において、携帯電話事業者側で対応する方法とCPや競争ポータルを運営するプラットフォーム事業者側で対応する方法の2つが提起されており、総務省の研究会で議論が進められるものと認識しています。
コンテンツ配信に関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社においては、現時点、ECサイトを中心にポータルでも多様な決済手段を認めているところであり、今後も決済手段の更なる多様化を図ることが望ましいと考えますが、どのクレジットカード会社等と連携していくかは各ポータルサイトのビジネススペースの判断によるべきであり、各事業者の裁量に委ねられるべきと考えます。 ・特に、決済手段の検討に当たっては、CP、ユーザそれぞれにおいて、安心して課金・回収代行を任せられるかどうかといった信頼性の観点も重要であると考えます。

(参考) MCF殿の例示する各機能についての当社の取扱の現状と考え方 (2/3)

項目	MCF殿 意見	当社の対応状況・考え方
PUSH型サービスに関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・SMS、iチャンネル、Music&Videoチャンネル、iコンシェル等のPUSH型サービスに関して通信事業者以外は提供できないため多様性がない 	<p>(SMSについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SMSは通信PF機能ではなく、ネットワークで実現する機能・サービスであり、議論の対象外であると考えます。 <p>(iチャンネル等について)</p> <p><競争ポータルモデル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・iチャンネルについては、おこのみチャンネルの利用により一般CPも提供可能。また、新たなサービスについては、ユーザーニーズや実現に必要なコスト等を踏まえつつ、CPからの要望に基づき検討していきたいと考えます。 <p><MVNOモデル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP接続インターフェースにより、iモードにおける基本的機能の提供に対応していますが、新たなサービス提供に伴う新機能の追加については、ユーザーニーズや実現に必要なコスト等を踏まえつつ、事業者からの要望に基づき検討していきたいと考えます。 (iチャンネルについては、ISP接続インターフェースにより既に対応済)
端末で利用するアプリケーション機能	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスにあわせてアプリケーションを利用することが制限される 	<ul style="list-style-type: none"> ・iアプリ等の仕様は一般に公開していますが、位置情報や電話帳データ、メールアドレス等、個人情報を含むデータを取り扱う一部の機能については、個人情報無制限に引き出すことにつながるため、ユーザー保護の観点から事前に審査を行ったCPIに限定して公開しています。
コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者は「端末仕様書」、「アプリ仕様書」、「ネットワーク仕様書」等の接続の規制や詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービスを提供ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ・また、著作権により保護されたコンテンツの仕様についても、著作権保護の観点から、事前に審査を行ったCPIに限定して公開しています。

(参考) MCF殿の例示する各機能についての当社の取扱の現状と考え方 (3/3)

項目	MCF殿 意見	当社の対応状況・考え方
コンテンツ・サービスのためのAPI機能	<ul style="list-style-type: none"> ・GPSを使用した位置情報API機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者からAPIが一般に公開されない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない 	<p><競争ポータルモデル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報への配慮から、iアプリ上では事前に審査を行ったCPのみGPS位置情報を送付可能としていますが、一般サイトからは送付の都度、ユーザの同意を得ることを前提に取得可能としています。 <p><MVNOモデル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP接続インターフェースにおいても、一般サイトからは送付の都度、ユーザの同意を得ることを前提にGPS位置情報の取得は可能としています。iアプリ上では事前に審査を行ったCPのみGPS位置情報を送付可能としていますが、当該インターフェースを利用する事業者からの要望があれば、ユーザニーズや実現に必要なコスト等を踏まえつつ、検討していきたいと考えます。
ストレージに関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・既にCPが独自に画像データ等を預かるサービスを実施している例があり、現在でも実現は可能となっています。 ・電話帳お預かりサービスは、ユーザ端末内の電話帳、画像、送受信メールなど個人情報を扱うサービスであり、ユーザの安心・安全の観点から、現在はドコモ自ら提供を行っています。
ポータル、ISPサービスに関する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の公式メニューやISPサービスには実質上通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社はCP・ISPIに対して、端末の操作設定やISP接続インターフェースの提供により、iモードの公式メニューと同等のポータルを構築できる仕組みを設けており、CP・ISP自らの判断により、参入可能となっています。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1) 通信プラットフォーム機能のオープン化①

別添資料2

【別添資料2】

■auにおけるプラットフォームの運用状況

項目	MCF殿の提案書での指摘内容	MVNO協議会殿の提案書での指摘内容	運用状況
公式コンテンツ採用審査	-	-	・公式サイトへの登録に特別な条件はなく、WEBで公開している「法令遵守」「24時間保守」などの基本的な基準をクリアしていれば、原則として採用しています。
認証機能 (IDポータビリティ)	認証に必要な利用者を識別する情報 (ID) に関して、IDポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない。	-	・コンテンツのポータビリティを可能とするかについては、当該コンテンツを提供するCP殿の事業判断によるものと理解しています。実際に独自のシステム・IDを用意してコンテンツのポータビリティを実現しているCPも存在しています。
課金機能 (ポータル上の課金機能)	-	モバイルポータルサービスにかかる設備の中には、課金機能のように、明らかに第二種指定電気通信設備として指定されるべき機能が包含されている	・通信サービスに係る課金機能は携帯事業者のポータルとは独立しているものと考えます。
課金機能 (コンテンツ情報料の回収代行)	通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない。	-	・EZweb上の物販サイトについては現在でもクレジットカード等の利用も可能となっています。デジタルコンテンツについてもCP様やユーザーのニーズを見ながら、今後ビジネスベースでクレジットカード等の利用を可能とするか判断していきたいと考えております。
コンテンツ配信に関する機能	・着うたフル、動画等の特定コンテンツを配信するにはMOS サーバー等の通信事業者の特定の配信サーバーに制限される場合があるため、配信コストが割高となる。	-	・音楽や動画コンテンツは容量が大きいため、網への負荷や設備リソースの制約を考慮し、当社が指定する配信サーバ (MOSサーバ) からの配信をお願いします。
SMSのプッシュ配信	-	-	・当社では、現状でも法人向けに、au端末にSMSをプッシュ配信できるサービスを提供しています。
EZチャンネル (パケット通信を用いた番組 (動画) 配信)	PUSH 型サービスに関して通信事業者以外は提供できないため多様性がない。	-	・音楽や動画コンテンツは容量が大きいため、網への負荷や設備リソースの制約を考慮し、当社が指定する配信サーバ (MOSサーバ) からの配信をお願いします。
EZチャンネルプラス (BCMCSを用いた番組 (動画) 配信)	-	-	・「EZチャンネルプラス」は網の空いている時間に多数のユーザーに同報でコンテンツを配信する仕組み (BCMCS) を用いており、配信できるキャパシティ (番組枠) に技術上の限界があります。そのため、現在は番組登録数が一定数見込めるものから優先的に提供しています。
端末で利用するアプリケーション機能 (BREW・JAVA)	・アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスにあわせてアプリケーションを利用することが制限される。	-	・BREWアプリについては、アドレス帳等個人データにアクセス可能なため、不正プログラムの混入等により端末機能やデータの破損を引き起こす可能性があることから、事前に当社でプログラムソースを検証し、当社の配信サーバ (ADS) からの配信いただきます。 ・なお、JAVAアプリについては、個人データに一切アクセスできず、端末機能等の破損を引き起こす可能性がないため、自由にアプリを作成し、配信することが可能です。
コンテンツ・サービスのためのAPI機能 (GPS機能)	例えば、GPSを使用した位置情報API 機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者からAPI が一般に開示されない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない。	・一部の位置情報サービス (たとえば モードの付加サービスとして提供される位置情報サービス) については第二種指定電気通信設備であるが、他の位置情報サービス (例えばGPS利用のサービス) は第二種指定電気通信設備でない認識できる例があり、現在の整理に統一性が存在し、かつ後者の位置情報サービスの方が広く利用されているため、合理的な水準を越えた利益の源泉になっている可能性がある。	・従来非開示だったナビ (追跡) 機能についても08年11月から公式サイト登録事業者に対してAPIを開示しています。 ・なお、位置情報は個人情報に当たするため、提供に当たっては厳重な取扱いを行うことができる事業者であるかを判断する必要があり、公式サイトに登録いただいた事業者に情報を提供しています。
ストレージに関する機能	メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない。	-	・現状でも、ユーザーのメールやコンテンツを、各CP様が独自に提供するストレージサーバに保存することは可能です。
ポータルに関する機能	-	・現在サービス提供中のモバイルポータルサービスには (利用ライセンス料の支払いを必要とする) 第3者の知的所有権が含まれている可能性があり、接続事業者がこの知的所有権の扱い (ライセンス料の支払いなど) を回避するためには、第二種指定電気通信設備を有する事業者のモバイルポータルサービス用設備を利用せざるを得ない可能性があり、かかる構成を探る場合に、当該モバイルポータルサービス用設備が第二種指定されていないと、電気通信事業法第34条3項4号が定める接続料の規定を適用回避できる	・au端末では、EZボタンの長押しにより接続されるサイトをユーザーが任意に設定できる機能を搭載しています。
ISPサービスに関する機能	現在の公式メニューやISP サービスには実質上通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない。	-	・現在市場に出回っているau端末は、ISPの接続先をEZwebに限定する仕様となっているため、多額のコストをかけて全ての端末についてISPの接続先を変更できる機能を具備することは現実的ではありません。 ・なお、MVNO等が自らEZweb以外のISPに接続可能な端末を (知的所有権の保有者にライセンス料を払って) 調達することにより、ISPの多様化を図ることが可能です。
コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能	通信事業者は「端末仕様書」、「アプリ仕様書」、「ネットワーク仕様書」等の接続の制作や、詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービスを提供できない。	-	・EZweb上でコンテンツを作成するために必要となる基本的な情報については、WEB上で一般サイト運営者を含む全体に公開しています。 ・公式サイト上でコンテンツを提供するために必要な情報 (「料金回収代行機能」「EZポータルメニュー」「オーサリングツール」など) は公式サイト登録事業者に対して情報公開しています。

KDDI
＜続き＞

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ 3つのワイドバンドとの接続を行った経験を踏まえてネットワークの差異は大きな問題ではないとのコメントをいただきましたが、現状二種指定規制の対象であるドコモとKDDIのネットワークはそれぞれ異なることから、**一律の規制の対象とすることは適切でないとのコメントに対する評価を教えてください**。ネットワークの構成や設備の種類が異なることはあっても、必要とされる機能を切り出すことについての要望は変わらないと思われそうですがいかがでしょうか。要望される具体的な設備(違いがあるのであればその点も。)やプラットフォーム機能を例示しながら、個別機能ごとにお答えいただけるとわかりやすいと思います。

■ **NTTドコモとKDDIは、現状では異なった国際標準を採用していますが、利用者に提供される情報伝送機能は通信速度の差を除けば同一であり、また、アプリケーションの大半は、それぞれが採用している国際標準が定める階層(レイヤー)より上位の階層(レイヤー)で提供されるものであることから、(通常は伝送機能を意味する“ネットワーク”という用語を使いながら、)「ネットワークが異なるので、一律の規制は適切ではない」という意見は、意味をなさない意見**であるように思えます。論理的には、NTTドコモとKDDIのアプリケーションが全く異なり、一律の規制が難しいという見方が存在することは否定しませんが、**現実の姿として、両社のアプリケーションも類似のもの**(例えばiモードサービスとEzweb, ショートメールとcメール)であるため、**両社をネットワークやサービスの違いで規制の内容を変えることは、何ら社会的意味を持たない**と考えます。少なくとも他の事業者から見れば、相互接続点のインタフェース構造は、若干の技術的な違いはあっても機能的には何ら変わるところはありません。

上記ご質問の機能の切り出しとは、**アンバンドル化する機能**を指していると理解しますが、**その例は以下のとおり**です。

- HLR、VLR、SCF等の3G標準上の機能
- パケットレイヤ2レベルでの接続機能
- モバイルポータルサービス用プラットフォーム機能
- 位置情報提供機能
- 料金情報提供機能
- ローミング機能
- SMS配信機能
- パケット交換における着信機能
- 端末アクティベーション機能

これらのアンバンドル化の要望は、どちらのネットワークにおいても求められる要望です。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1) 通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ **コンテンツプロバイダ**は、iモードなどの日本の携帯事業者のプラットフォームに乗っかっており、ただ、**その乗り方がユニークであるとコメントがありました**が、**その具体的な意味合いを教えてください**。また、コンテンツプロバイダは、既存携帯事業者のシステム上でビジネスを展開せざるを得ないという面において、その展開の幅も限定的な面がありますが、**例えば、認証課金機能やそのインタフェースを彼らに開放することによって、国民生活がどの程度よりよくなるのか、具体的なイメージがあればご教示ください**。

■ **例えば、NTTドコモのiモードの場合、そのコンテンツはhtmlというW3Cに登録されている言語を利用していますが、実際のところ、インターネットでは通常使用されていない記述言語**であるため、当該コンテンツを通常のPCで正しく表示することもできないし、ドコモの携帯電話でインターネット上の標準コンテンツを正しく表示することもできません。**この意味において“ユニークである”と申し上げました**。

この例が示すように、世界的に確立された標準があり、それが社会に広く流布しているにもかかわらず、グローバルな事業展開性に弱い一国の支配的企業が別の仕様を強制すると、その国独自の閉鎖的な世界が生まれることは当然の帰結です。**垂直統合モデル(アウトソーシングやパートナーシップを嫌う自前主義のモデル)は、得てしてこのような状況に陥りやすいことを示す良い例**です。**この観点からも、携帯電話事業分野においても早期に水平分業モデルに移行すること、具体的にはプラットフォーム事業者の育成や携帯電話事業者が保有するモバイルポータルサービスプラットフォームの別会社化・別資本化等を早期に実施すること、あるいは端末製造業者系列化の習慣を排除すること等が肝要**です。

本来的には現在のしくみでも、コンテンツプロバイダーは認証課金を自身で実施することができるので、携帯電話事業者が保有する課金認証機能を利用できるようにすることは必須ではありません。しかしながら、中小のコンテンツ保有者は、その開発能力等の理由により、自社で当該機能を保有するのが容易でない場合があります。従って、**携帯電話事業者が課金認証機能をはじめとするプラットフォーム機能を開放することは、日本の携帯電話事業を活性化する意味において重要**であると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■モバイル・コンテンツ・フォーラムのプレゼンでは、**今後コンテンツプロバイダーが自由な発想とビジネスモデルで事業展開が可能になったのか分らなかった。現在行われているプラットフォームのオープン化でそれが保証されるのか。**課金やセキュリティといった点で、キャリアの力が大きく、依然課題が残っているのではないかと伺いたい。

■**具体的な事例については、添付の資料1**(合同ヒアリングにおけるMCFプレゼン資料からの抜粋)をご参照ください。

オープン化については、現在の垂直統合型モデルの上に新しいオープン型モデルを検討していくことになると思いますが、その場合通信事業者のプラットフォームを前提としたオープン化とならざると得ないため、事業者間の協議にすべてを委ねるのではなく、公平・公正な競争環境に実現するための行政も介在したルール策定(あるいは規制)が必要であると考えます。

資料 1

●認証・課金に関する機能

認証に必要な利用者を識別する情報(ID)に関してIDポータビリティが実現されていないため、利用者がキャリアを変更することでコンテンツ・サービスも解約しなければならない。また、求めるセキュリティレベルに合わせて多様な認証機能を選択することもできない。

通信事業者以外に課金の回収代行機能が実現されていないため、クレジットカードなどの各種決済手段を選択できるような多様性がない。また、公式サイトではポータル機能と一体で提供されているので、課金機能のみ分離して利用できない。

●コンテンツ制作に関する仕様を公開する機能

通信事業者は「端末仕様書」、「アプリ仕様書」、「ネットワーク仕様書」等の接続の規制や、詳細仕様を公式サイト以外に開示しないため、多様な事業者が公平にサービスを提供できない。

●コンテンツ配信に関する機能

着うたフル、動画等の特定コンテンツを配信するにはMOSサーバー等の通信事業者の特定の配信サーバーに制限される場合があるため、配信コストが割高となる。

●利用者が負担する通信料金等について

コンテンツを利用する場合の利用者が負担する通信料金に関して、通信事業者とコンテンツプロバイダが提供するにおいて差異があり公平に提供されていない場合がある。

●PUSH型サービスに関する機能

「SMS(ショート・メッセージ・サービス)」、「EZチャンネル」、「EZニュースフラッシュ」、「iチャンネル」、「Music&Videoチャンネル」、「iコンシェル」等のPUSH型サービスに関して通信事業者以外は提供できないため多様性がない。

●端末で利用するアプリケーション機能

アプリケーションに関しては、利用できる機能や配信する設備が通信事業者によって制限される場合があるため、コンテンツ・サービスにあわせてアプリケーションを利用することが制限される。

●コンテンツ・サービスのためのAPI機能

例えば、GPSを使用した位置情報API機能は、ナビゲーションサービスを行う上で必要不可欠であるが、通信事業者からAPIが一般に開示されない場合があるため、位置情報を利用した多様なナビゲーションサービスが提供できない。

●ポータル、ISPサービスに関する機能

現在の公式メニューやISPサービスには実質上通信事業者によるもの以外の選択肢がなく、利用者が任意に選べないため多様性がない。

●ストレージに関する機能

メールやコンテンツ等のお預かりサービスは、通信事業者が提供するサービスのみであり、利用者は多様な選択肢がない。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

- MVNOのビジネスに要求されるスピード感に対応した接続手続を求めるとのご意見に関して、ドコモ等のMNOにおいては専用の問い合わせ窓口や接続約款・卸約款の策定公表等の取組もあるところ。これでは足りない部分があるとするれば、具体的に何でしょうか、アンバンドル機能や接続料の設定等だと推測しますが、不十分と考える理由と合わせて、個別機能ごとにご教示ください。これについて、**ドコモとKDDIでも対応に異なる面があるのであれば、その点もお願いします。**

日本通信

■NTTドコモもKDDIも巨大企業であるため、事業者間接続に関する申し込みや問い合わせ、接続約款の維持改定など、様々な業務が多数存在し、同時並行的にこれらの業務を処理する必要から、各々の処理に一定の時間がかかることは理解できるのですが、同時に多数の要員が配備されていると思えることから、さらに迅速に手続き業務等を進めることができると考えられます。**NTTドコモについては、**接続に関する業務改善に努力していただいた結果、**過去に比べて格段の速さで手続き等を実施していただいている**ところです。**今後、さらに、接続申し込み手続きの簡素化**(例えば、接続帯域増設に際して、増設の度に事前調査申込書の提出を行い、初回手続きと同様の手順により処理するのではなく、簡単な様式による書面により直ちに増設が決定されるなど)**や接続手続きに関する対等性の確保**(例えば、NTTドコモ側には手続き期間を延長する権利があるが、接続申し込み事業者にはないなど)、**接続約款の説明の充実**(使用する用語に対する必要十分な定義や自己完結性の確保)、**接続申し込みに対して開発を必要とする場合の開発期間の短縮及び開発コストの最適化等が図れば、NTTドコモ及び接続事業者双方にとっての業務効率化につながる**と思われま

す。KDDIについても、これらの点が改善されるとさらに円滑な協議が進むと考えられますが、それ以前に、**KDDIについては、十分な情報開示がなされ、また、建設的な協議がなされる必要**があります。**平成19年11月30日付総務大臣裁定においても指摘されているように、協議に参加する事業者は十分な情報開示を行うと共に、迅速な協議を行うべきことが勧告**されています。接続協議においては、まず、**これらの点について抜本的な改善がなされることを強く要望**します。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ **自らプラットフォームサービスを提供する事業者**の出現も踏まえたプラットフォーム機能の開放を考えていくべきとのコメントでしたが、そのようなサービス提供者として名乗りをあげ、実現を目指す者が本当にいるのでしょうか。70社余りの潜在MVNOとの交渉があるとのことですが、その中に**既存キャリアとは異なる別個の独自のプラットフォームを提供したいと考えている具体的な事業者がどの程度あるのでしょうか。**

日本通信

■ 原理的にMVNOは複数のMNOと接続可能であり、かつその方が事業性が高まること、MNOが提供しないサービスを提供しようとする、**課金認証機能のみならず、コンテンツの圧縮やMNO間シームレス移動通信などのプラットフォーム的な機能を具備しようとする事業戦略をMVNOがとる傾向**にあること、さらに、MNOのみならず**固定網とも接続してFMC型のサービスを提供しているMVNOが既に存在**していることを考えると、**正にMVNO自身がプラットフォーム事業者になり得る、若しくは既にプラットフォーム事業を営むMVNOが存在していると言えます**。また、**昨今、ISPがMVNO事業を開始する例が多く見受けられます**が、元々ISPはプラットフォーム機能を有している業者であることから、ISPが本格的にMVNOサービスを展開する可能性はかなり高いと考えられます。同様に、**IP電話事業者の中にもMVNO事業を展開し、FMC型のIP型電話サービスを提供することを企図している業者も存在**することから、プラットフォーム事業を運営する可能性がある企業は多岐にわたると考えられます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

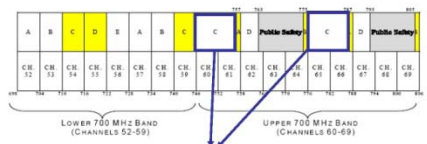
■**端末で利用するアプリケーション機能については、米国において一定程度の政策的進展があったとご指摘いただいたと記憶しておりますが、具体的にどのようなのでしょうか。**

■添付の資料(通信プラットフォーム研究会の資料からの抜粋)をご参照ください。

米国の周波数割当におけるオープンプラットフォーム施策(1/2) 資料 29

700MHz帯再編に係るオープン化施策(07年7月)

- FCCは700MHz帯の再編に係る第二次報告及び命令(Report & Order)を採択(7月31日)。
- 現在TVチャンネル52-69に割り当てられている700MHz帯について、デジタル放送への移行(09年2月17日)に伴い、08年1月28日までにオークションを実施する方針。
- 今回の決定において、高域800MHz帯のCブロック(22MHz幅)について、**オープンプラットフォームを条件とすることを決定。**



地域免許を組み合わせて全国免許として入れることが可能な大規模地域免許(REAL: Regional Economic Area Grouping、付与される免許は12件)としてオークションを実施。

オープンプラットフォームの具体的内容

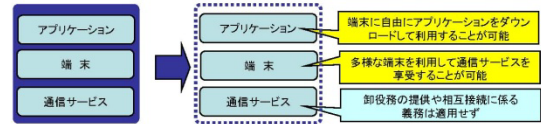
- ✓免許人は、端末やアプリケーションに対して、よりオープンなプラットフォームを供給することが求められる。
- ✓当該プラットフォームにより、ネットワークに損傷を与えないという合理的なネットワーク管理上の条件に従う限りにおいて、**消費者が自ら選択した端末を利用し、選択したアプリケーションをダウンロードして使用することが可能となる。**

米国の周波数割当におけるオープンプラットフォーム施策(2/2) 資料 30

マーティンFCC委員長の声明(07年7月)-----"device and application portability"

- 消費者は、**自ら選択した無線機器を使用し、またどのようなアプリケーションも当該機器にダウンロードすることが可能となる。**
- 無線分野の技術革新の果実が速やかに消費者の手に渡ることを確保する。アメリカの消費者は、携帯事業者を変更しようとする、古い携帯電話を棄てて新しい携帯電話を購入することが求められて過ぎている。**新しい携帯電話を購入すると、その端末上でどのアプリケーションが使えるかは、消費者ではなく、携帯事業者が決めている。**
- 多くの他国では無線サービスの利用者は(サービス利用上の)制約がますます少なくなっている。例えば、事業者を変更しても、その携帯電話をそのまま利用できる。
- このオークションは、無線ブロードバンドの技術革新の次の段階に重要なインパクトをもたらす。**端末やアプリケーションに対してよりオープンなネットワークは、ネットワークのエッジでの技術革新を育てるのに資する。消費者にとっても、(乗り換え後の)新しい事業者からサービスを購入する際、端末やアプリケーションの利用面で今まで以上の自由を得ることが出来る。**
- 同様の決定は固定通信分野では数十年前に実施され、技術革新と選択の拡大が爆発的に実現した。カーテフォン裁定において、AT&Tの加入者は黒い回転ダイヤル式の電話でなく、競争的に価格設定された革新的な電話を購入することが可能となった。
- ネットワーク中立性確保の義務付け、アンバンドリング、卸(役務提供)義務などをネットワークに課すことは投資インセンティブを損なう可能性があり、こうした規制は今回避用されない。

(注)GoogleはFCCに対して書簡を送付し、4つのオープン化(①open applications、②open devices、③open services【卸役務提供の義務化】及び④open networks【ISP等への網開放義務】)の実現を要望(7月20日)。



MCF

米国携帯各社によるモバイル網開放の動き

資料 31

グーグル「アンドロイド」(オープン型携帯OS)の発表(07年11月)

The image shows the Android logo and four key features:

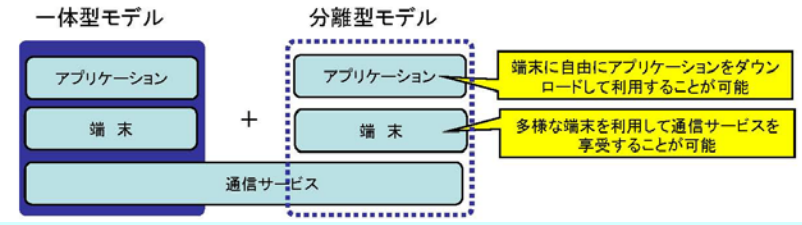
- Open:** Android allows you to access your mobile device flexibly through standard APIs.
- All applications are equal:** Android does not differentiate between the phone's basic and third party applications - just the size of the screen can be adjusted.
- Breaking down boundaries:** Create information from the web with data on the phone - all in context or separate, flexible - to create new user experiences.
- Fast & easy development:** The SDK contains what you need to build and run Android applications, including a new device simulator and advanced debugging tools.

ベライゾンワイヤレスの発表(07年11月)

(出典)http://news.vzw.com/news/2007/11/pr2007-11-27.html

- 同社は、自社の技術基準に適合する端末およびアプリケーションについて、同社のモバイル網への接続を認める方針("Any apps, any device" option)を公表。
 - >08年初頭に、技術基準を公表予定。
 - >技術基準への適合性確認のためのテスト設備を構築(所要2000万ドル)。
- 基本的スタンス
 - 同社は引き続き端末・サービス一体型の従来販売モデルを維持するが、上記の"Any apps, any device" optionをサービス多様化の一環として位置付けている。
- 【報道発表(抜粋)】
 - "ベライゾンワイヤレスの大半の顧客はフルサービスを希望しているが、今回の発表を通じ、弊社は、ますます増加している、フルサービスとは異なる選択を希望する顧客にも耳を傾けていく考えです"

(備考)●07年12月、AT&Tは携帯ネットワークに自由に端末を接続できる措置を探ることを表明(07/12/06 USA Today記事)。
 ●07年10月、Sprintは加入契約者による集団訴訟を受け、SIMロック解除のためのコードを原告団の加入契約者に配布する旨の和解に応じた(カリフォルニア州Akameda郡上級審)



3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ソフトバンクからは、電話番号メール接続は、海外では当たり前なのに日本ではできないので、その実現を求める説明があった。これについてどう考えるか。実現する際に問題はあるのか。また問題があったとしても解決できないのか。

NTTドコモ

■ ユーザの利便性向上の観点及び諸外国でも相互接続が実現されていることから、現在電話番号メール接続実現に向けて携帯電話事業者4社間で協議を進めているところです。

なお、具体的には実現に向けて以下の3点に関して検討を進めております。

- ・電話番号だけで送信できることから、迷惑メールが急増することが想定される。その対策については十分に考慮しなければならない。
- ・MNP導入以降電話番号で事業者を識別することができないことをふまえると、全携帯電話事業者が共通して取り組むことが必須であり、技術方式が異なる事業者との接続においてサービス・技術条件のすり合わせが必要である。
- ・日本国内におけるメッセージサービス利用は携帯電話でのインターネットメール(iモードメール等)が主流であるが、マーケットのサイズや構造をふまえた協議を行うためにも電話番号メールのユーザニーズについて検証する必要がある。

(参考)

(委員限り)

KDDI

■ SMSの相互接続については、既に、携帯事業者間で協議を開始しています。ただし、日本のSMSは自網内のみでの利用を前提に、各社で独自の技術及びサービス基準(文字数や課金タイミング、迷惑メール対策等)を設定して提供しているため、技術基準やサービス基準、設備改修コスト等をどのように取り扱うかを事業者間で検討する必要があります。その際には、一部の事業者に負担が偏ることによって、ユーザーの公平性が損なわれることのないような考慮が必要と考えています。

イーモバイル

■ 現在の電話番号メールは自社の契約者間向けのサービスであるため、契約者数の多い事業者のユーザは利便性が高い一方で、弊社のように新規に参入した契約者数の少ない事業者のユーザは送信相手が絶対的に少ないといった状況があります。

したがって、新規参入事業者の立場からすると、電話番号メール接続は早期に実現したいと考えますし、結果としてはモバイル市場全体の利用者の利便性向上に寄与するものと考えます。

本件は実現に向けて事業者間にて協議中ではありますが、導入にあたっては、相互に発生する各接続コストは自己負担とするなどの各社の導入がスムーズに進むような観点も重要であると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ SMSの例ですと、日本における利用が限定的なのは自網内に閉じており、他事業者とのやり取りができないことが指摘できますが、この点の御社の取組状況を含め、利用者利便の向上を図る観点からのコメントがあればお願いします。貴社を含むMNOは、海外では他キャリアと接続しているのに対して、我が国では自網内で閉じなければならない理由があるのであれば、あわせて教えてください。(注：後段はKDDIのみへの質問)

KDDI

■ SMSの相互接続については、既に、携帯事業者間で協議を開始しています。ただし、日本のSMSは自網内のみでの利用を前提に、各社で独自の技術及びサービス基準(文字数や課金タイミング、迷惑メール対策等)を設定して提供しているため、直ちに実現可能なものではなく、技術基準やサービス基準、設備改修コスト等をどのように取り扱うかを事業者間で検討する必要があります。その際には、一部の事業者に負担が偏ることによって、ユーザーの公平性が損なわれることのないような考慮が必要と考えています。

イーモバイル

■ SMSの相互接続は、海外ではすでに一般的に行われていることであり、先般の通信プラットフォーム研究会でもメールアドレスポータビリティの実現方法のひとつとも考えられ、実現することは利用者利便性の向上につながるものと考えます。

本件の弊社の取組としては、すでに各社と協議を開始しているところです。利用者利便の向上を図る観点から早急に実施できるよう事業者間で協力していきたいと考えます。

また、本件を導入するにあたっては、相互に発生する各接続コストは自己負担とするなどの各社の導入がスムーズに進むような観点も重要であると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

■ **メール転送について**は、利用者の利益や競争促進に資するものと思われる。これに関して事業者間協議を行っておられるとのことだが、以下の点を伺いたい。

- ア) **事業者間の協議だけでは解決しにくい問題はあるのか？**
 イ) **ある場合、どのように解決していくことを考えているのか？**
 ウ) **いつ頃を実現しようとしているのか？**

■ 利用者利便を考えれば、ソフトバンクが言うように、**事業者変更後のメール転送を実現することは必要と思うが、どうなのか**。郵便の場合も、引っ越しをした場合には転送サービスがあるのだから、携帯電話でも同様のサービスをしたらどうか。

■ ご指摘のとおり利用者の利益や競争促進に資するものであることから、実現に向けての全携帯電話事業者が取り組むべき課題について、その解決方法を検討しなければならないと認識しております。

また、本件については通信プラットフォーム研究会報告書の中で検討することとされているメールアドレスポータビリティ※と同様な機能となることから、その検討結果を踏まえる必要があると考えます。

そのような状況下において、**事業者間でのメール転送の検討を先行させた場合、二重投資となる可能性についての問題提起**があったため、**事業者間で合意の上、現時点では電話番号メール接続を先行して議論**しているところです。

ア) 及びイ) について、**現在のところ、事業者間の協議だけで解決しにくい問題はありませんが、下記のような課題があると認識**しております。

- ・ 携帯電話契約がないユーザの顧客情報管理と料金回収方法
- ・ メールアドレス登録や複数回移転した際等のユーザの具体的対応方法
- ・ 転送期間はどのくらいにするか
- ・ サービス品質を踏まえた事業者間の運用方法
- ・ 費用負担のあり方

ウ) については、上記のメールアドレスポータビリティの検討を踏まえ、**早急に実現に向けた検討を進めていきたい**と考えております。

※通信プラットフォーム研究会最終報告書(H21.1.23)より

■ 携帯事業者の変更を容易にする施策の検討(09年中を目途に結論)

- ・ 行政当局における検討の場(研究会等)を設置。
- ・ 携帯事業者を移行した場合のメールアドレスやコンテンツの利用の柔軟性確保の実現方策を検討。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1) 通信プラットフォーム機能のオープン化①

KDDI

■ Eメールの転送に関しては、事業者間での協議が緒についたところですが、例えば、**第三者が無断で他人のメールを転送できないセキュリティの高いシステムを構築しなければ、かえってお客様の利便性の低下を招くこと**になります。そのため、上記のようなサービスの検討においては、**必要なスベックと、最終的にはお客様に負担いただくことになる設備改修等のコストとのバランスに配慮し、最もお客様の利益に適う方法を慎重に判断する必要**があると考えます。

ソフトバンク

■ 事業者間協議においては、消費者利益よりも事業者間の競争上の利害が一般的に優先されがちです。したがって、**メール転送等、競争促進に寄与するサービスについては、競争促進を望まない事業者もあり、その実施有無等について事業者間で合意を得にくい状況**にあると考えられます。

事実、メール転送や電話番号メール接続について**昨年10月より事業者間協議を実施していますが、約5ヶ月間表面的な協議に終始し、実質的に議論の進展が無い状況**です。このままでは、消費者不在の議論が長期化し、いたずらに時間が経過してしまうだけのため、**行政等が消費者の立場に立ち、仲介役として目標とする実施時期の決定等について方針を決定して頂きたい**と考えます。

なお、弊社プレゼン資料でお示したとおり、メール転送については比較的簡易な仕組みにより、早期の実現が可能であると考えていますが、具体的な実現時期については、他社のご判断にも依存するため、弊社ではお答えいたしかねる状況にあります。

イーモバイル

■ ご質問のとおり、メール転送は、利用者利益と競争促進の観点の双方から検討に値すると考えます。

ア) 事業者間の協議だけでは解決しにくい問題はあるのか？

メール転送は、弊社のような新規参入事業者にとっては顧客流動性を高めるため、存するメリットは明確ですが、**すでに多くの契約者を有している事業者にとっては基本的に自社の解約者向けサービスとなるため、導入のインセンティブが働きにくく、事業者間の利益が一致しづらい傾向**があると考えます。

イ) ある場合、どのように解決していくことを考えているのか？

ウ) いつ頃を実現しようとされているのか？

上記のとおり、**事業者間の協議では解決が難しい側面がある**と考えます。

そのため、先般の通信プラットフォーム研究会報告書にて示され、今後設置が予定されている「携帯事業者の変更を容易にする施策の検討」に係る研究会等のオープンな場において検討することも有益と考えます。

その検討にあたって、新規事業者の立場としては、**モバイル市場において健全な競争を促進させるためには、ドミナント事業者に対して先行的にメール転送を義務付けすることなど非対称規制の導入についても検討に値する**と考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化①

【検討項目1】移動網の通信プラットフォーム機能

- SBMの要望に対して、ドコモからはメール転送とSMSについては事業者間で協議をしているが全社でまとまる必要ありとの発言があった。協議における主たる論点は何でしょうか。開発投資費用の分担という問題も内包されているように思われるが、KDDIとしての懸念点があればご説明ください。また、**移動体市場においては事業者間の協議に委ねるべきであり、規制は不要とお立場のようですが**、協議がまとまりそうになれば、事業展開のスピード感に対応することも踏まえ、**行政によるルール化も必要との意見に対してコメントがあれば合わせてお願いします。**

KDDI

- 前述のとおり、SMSの相互接続やEメールの転送については既に事業者間の協議が開始されているところですが、**どのような方法が最もお客様の利益に適うかについては、市場の自由競争のなかで、各事業者がお客様利便の実現とコストのバランスを考慮しながら判断**することであると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化②

【検討項目2】固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

■ **テレコムサービス協会は、第三者がNGNにサービスプラットフォームを構築するためのインターフェースのオープン化を要望していた。これは、すべてのインターフェースではなく、特定の業種や企業向けのものに限定し、かつ網に与える影響の小さいものから順次開放を求めるものであり、妥当な意見だと思ふ。この意見に対応してインターフェースをオープン化可能な部分はないのか。**

■ **テレサ協は、プラットフォーム機能についてのインターフェースのオープン化がされた後に、その中で新たなサービスを検討したいと主張しており、NTT東西は、提供したいサービスについての要望を踏まえてから、オープン化を検討したいと主張しているように思える。双方のどちらが先かという問題になっている感じがするが、NGNの機能を活用した魅力あるコンテンツやサービスが充実しているとは言えない現状を踏まえると、一刻も早くプラットフォーム機能を導入する必要があり、まずはインターフェースのオープン化を検討すべきではないか。**

■ **当社のNGNは、通信サービスを実現するための機能が中心になっておりますが、これは、現時点では国際的に標準化されたインターフェースが電話サービスのNNI及びUNIであることも影響しています。NGNは他社と接続することを前提としたネットワークであり、より多くの方々と円滑な接続を実現するためには、そのインターフェースは国際標準によることが望ましいと考えます。**

こうした環境下ではありますが、**当社は、コンテンツ・アプリケーションプロバイダー様等に多彩なサービスを提供していただけるよう、標準化されたUNIをベースにサーバを設置される方へのインターフェースとしてSNIを準備し、ITUに働きかけを行い国際標準といたしました。**現在、約120社の方々から様々なビジネス創出に向けた相談を受け、対応するとともに、次世代共創フォーラムを立ち上げ、約480社、約870人の方々と様々な意見交換等を行っています。

当社としては、当社のNGN上でできる限り早期にお客様が多様なサービスをご利用していただけるよう、**当面は、現在標準化が進んでいるUNIやSNIの機能をより充実させていく考え**であり、**具体的なご要望をお聞かせいただければ、積極的に対応していく考え**ですので、コンテンツ・アプリケーションを提供する事業者様におかれましては、**是非、こうしたUNIやSNIの機能を活用してプラットフォーム機能の構築を進めていただきたい**と考えます。

他方、**テレコムサービス協様からご要望をいただいているANIやISCのオープン化については、テレコムサービス協様もご認識されているとおり、ANIは、ITUにおいて基本的な機能概要が規定されているだけで具体的なインターフェース条件の標準化に関する議論は進んでおらず、また、ISCは、NGN網内の機能分担モデル上の規定点であり、現時点では外部とのインターフェースが策定可能かどうかも含め不明な状況**です。

このようにANI等の国際的な標準化が進展せず、国際的にもNGNにプラットフォーム機能を作りこむのはこれからという段階において、**日本独自の仕様でNGNにプラットフォーム機能を開発することは、時間がかかるとともに、利用が国内に限定され機器やソフト開発等がコスト高となるリスクが高いことから、今後、国際的な標準化動向を踏まえて検討していく必要**があると考えます。

なお、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化②

【検討項目2】固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

■ **固定電話では、GC接続でマイラインが実現しているように、NGNでもGC接続でマイライン的なサービスを実現できないのか。**何か技術的な問題があるのか。IP網は、汎用品を使って網構築が可能であることを考えると、特注品を使うPSTNよりもネットワーク改造への対応が柔軟にできそうな印象を持つがそうではないのか。

■ **マイラインは、**アクセス設備が当社の固定電話しかなく、他事業者様が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代に、**中継電話サービスの競争を促進する観点から導入されたものであると認識**しています。

しかしながら、その後、固定電話市場においても、**CATV電話やドライカップ電話等の直収電話サービスの登場により、**他事業者様は独自のネットワークを構築し、**当社の固定電話に依存することなく、お客様を獲得できる競争に変容してきており、マイラインの契約者数自体、減少**しています。

まして、ブロードバンド市場(IP電話市場)では、DSL、FTTH、CATV、WiMAX等の高速無線アクセスなど、**多様なアクセス手段が存在**しており、**他事業者様は、NGN等当社のIPネットワークに全く依存することなく、IP電話を含めたブロードバンドサービスを提供**しています。特に、首都圏(関西圏)では、アクセス回線を含め熾烈な設備ベースの競争が展開されています。

このように、ブロードバンド市場(IP電話市場)における競争構造は、マイラインを中心としたPSTNの競争構造とは大きく異なっており、**NGNにPSTN時代に導入されたマイラインを導入する必要はない**と考えます。

仮に、当社のNGNにマイラインやGC接続等を導入するとした場合には、現在、NGNの収容ルータには振り分け機能がないことから、多額の費用をかけて特注のルータや装置等を開発・導入する必要があると想定され、**コスト高となり、低廉なブロードバンド(IP電話)サービスの提供に支障が生じることから、NGNにマイラインを導入することは適切ではない**と考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化②

【検討項目2】固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能

■テレサ協からは、NTTの構築するNGNのプラットフォームが完成するまでの間、第三者による簡易なプラットフォームの構築ができるようなインタフェイスを設けてほしい旨の要望がありました。NTTのNGNについて、現状接続形態(アンバンドル・インタフェイスオープン化)では不十分と思われる点やテレサ協と同様の要望がありましたら、その開放によりどのようなサービスを提供しうるのかと合わせて、ご教示願います。

KDDI

■情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(平成20年3月27日)」において、「NGNの收容ルータに收容されるFTTHユーザは、コア網としてNGN以外の網を選択することができない状況となっている」と述べられているとおり、NGNユーザは他に選択肢がないためにNTT東・西のサービスを利用しているに過ぎません。

NGN配下に收容されているユーザのサービス選択肢を確保するため、NTT東・西のNGNは、ユーザが競争事業者のサービスを選択可能となるような相互接続条件を前提として、設計・運用・構築される必要があると考えます。

なお、NGNは発展段階にある技術であり、今後、現在想定していない接続形態でサービスが提供される可能性があることから、接続事業者から新たな要望があった場合には、アンバンドル等の必要性を検討し、必要性が認められた場合には適時適切に対応することが必要です。

ソフトバンク

■固定電話におけるマイライン利用者が複数の事業者を選択し得るように、NTT東西殿のNGN利用者においても複数の事業者のネットワークを選択し得るサービスを提供可能とすべく、NTT東西殿のNGNのアンバンドルを図るべきと考えます。これにより、NTT東西殿のNGN利用者はNTT東西殿のひかり電話以外のIP電話サービスを利用することが可能になると考えます。

また、テレサ協殿の要望と同様に、現状の「SNI」のオープン化にとどまらず、QoS(品質確保)機能のアンバンドル化、顧客管理(セキュリティ確保)や課金請求等の機能のオープン化を行うことで、地上デジタル放送等の映像配信サービスだけでなく、SNSやSaaS等のインターネット上でのサービスをより安全に提供することが可能になると考えます。

イーモバイル

■ NGNにおける新たな接続形態として、各NTT東西-GC局におけるNGNフレッツネクストとの接続を要望させて頂いております。

※【参考資料】 NGNのアンバンドル例(GC接続) (注:P29)

本接続の実現によって、現行のADSL接続事業者は既存のNWを活用しフレッツネクストユーザにインターネット接続機能の提供が可能となり、PSTNからIP網への移行検討がスムーズに行うことができると考えます。あわせて、現在NTT東西殿の独占化が強まっているFTTH市場における競争活性化による市場拡大にもつながると考えます。

このように事業者が柔軟なネットワークを構築できる環境を整備することが、シンプルで安い高速インターネット接続から様々な機能を付加した高品質なネットワークまで、利用者にとって様々なサービスを選択できることにつながると考えます。

3. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備 (1)通信プラットフォーム機能のオープン化②

日本通信

■IP等のパケット通信においては、通信の品質制御機能等は、パケットのヘッダー情報等に基づき、伝送路であるルータやサーバ等の装置によってなされています。従って、このような新しい通信網、例えばNGNにおいては、プラットフォームの開放というのは、どのようなヘッダー情報がある場合に、ルータやサーバがどのような挙動をとるか、といった情報の開放になります。

ただし、NGNを通っている間、実際のIPパケットは、別のパケットをトランスポートとして使っていると考えられるので、このトランスポートであるパケットを始末端している設備があるはずです。これを開放する、即ち多事業者がこの設備を持つことが、より現実的なプラットフォーム開放になると考えます。

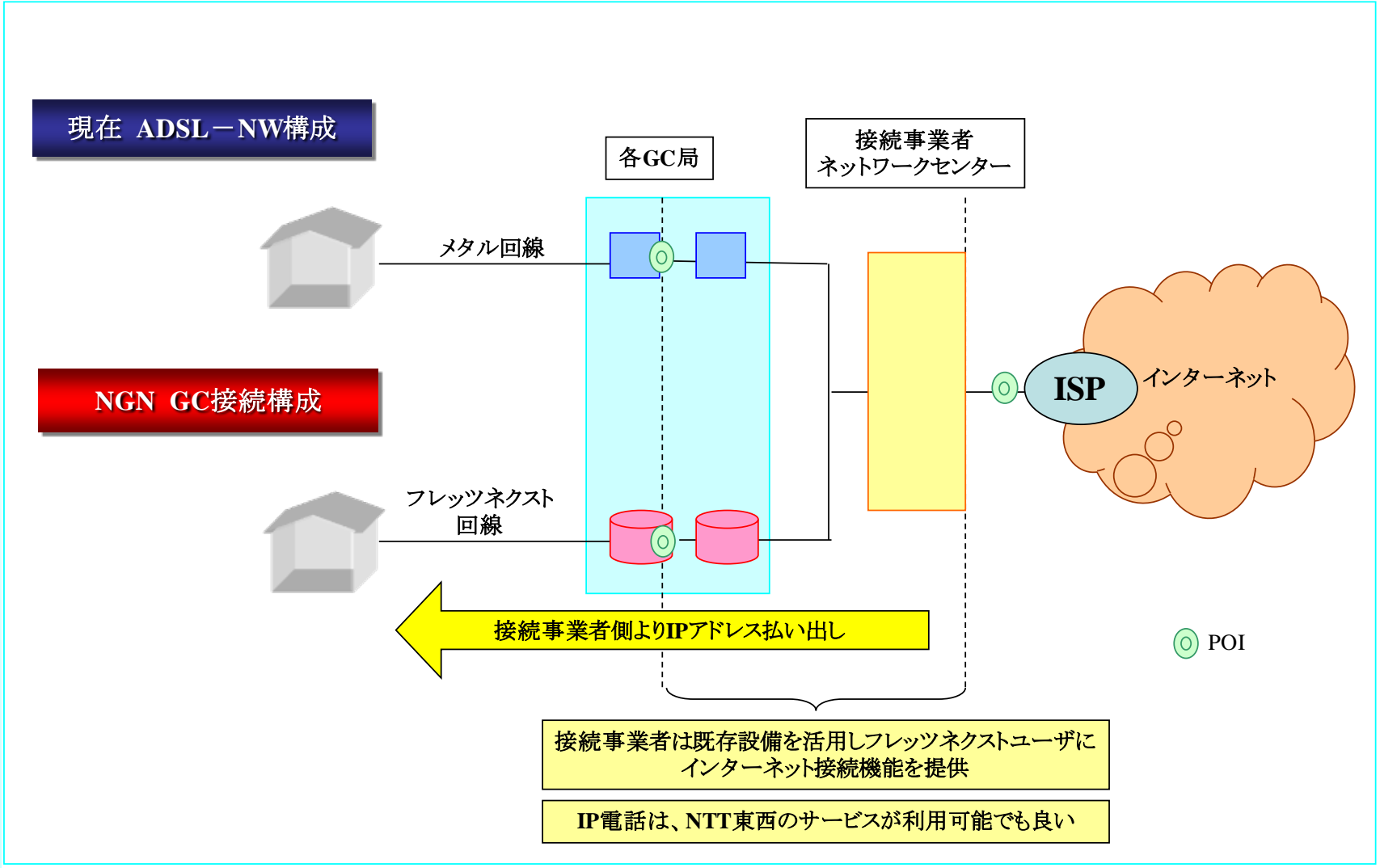
当社がNGNへの接続をお願いするとしたら、NGN区間を運ぶトランスポートであるパケットの始末端設備のNGN側を相互接続点とします。また、当該始末端装置がやりとりするためのトランスポートパケットの定義、即ち、ヘッダーにどのような情報があれば、NGNはどのようにそのトランスポートを運ぶのかについての情報開示をお願いします。

【NGNアクセスネットワークのアンバンドル（GC接続）イメージ】

イーモバイル

現在 ADSL-NW構成

NGN GC接続構成



接続事業者は既存設備を活用しフレッツネクストユーザにインターネット接続機能を提供

IP電話は、NTT東西のサービスが利用可能でも良い

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (1)接続料算定上の課題①

【検討項目1】逆ざや問題

■ 規制対象事業者以外の事業者の設定する接続料の不当性の判断基準として、統一的なユーザ料金が設定しにくい場合ということを挙げられていますが、**着信接続料の差異を踏まえた着信先ごとのユーザ(通話)料金**の設定についてはどのようにお考えですか。発生した費用に見合った個別売価を設定することは必ずしもユーザ利便に資しないとお考えですか(すでに自網内は無料という意味で差別化している状況も踏まえ。)

NTTドコモ

■ 当社は、お客様の声に基づき、番号ポータビリティ導入以降番号による着信事業者の識別も出来ない状況を踏まえ、ユーザ利便性の観点から着信事業者によらない統一的なユーザ料金を提供しております。

ご指摘の「発生した費用に見合った個別売価を設定すること」は、**他事業者の透明性に欠ける高い接続料を容認する一方で、自らのユーザ料金を高くする、即ちツケをお客様に回すことにつながり、電気通信事業の発展の観点からも大きな問題**と考えます。

以上のことから、**着信接続料の差異を踏まえた着信先ごとのユーザ(通話)料金**の設定については、**ユーザ利便に資さない**と考えております。

■ 既存事業者からの意見は、規制対象事業者以外の事業者においては接続料の算定根拠が不明確かつ合理的でない場合があるとも受け止められますが、貴社を含む**規制対象でない事業者の接続料設定についても適正な原価に照らして行われるべきか、貴社の考えをお聴かせください**。仮に、貴社における接続料が原価に照らして適正なものをご説明される場合には、算定根拠等のデータを踏まえたご説明をお願いします。

ソフトバンク

■ 弊社は第二種指定電気通信事業者ではなく規制対象ではありませんが、**英国におけるコストモデル議論を参考に、外部機関に委託の上、コストベースでの接続料算定をすでに行っており、接続料が適正な原価に照らして行われるべきであるということには賛成**です。

今後の接続料の在り方に関しては、フェアで透明な接続料算定についてオープンに議論の上、システムの違いや周波数帯の違い等の事業者間の差異が十分考慮されたものとする必要があるものと考えます。

また、**データ系のトラフィックの増進については**、第2回ヒアリング(2009年3月16日)のプレゼンテーション資料においても記載したとおり、**公平な接続料算定を行っていく上で重要な論点の一つ**になるものと考えます。なお、データトラフィックが増加したとしても、音声トラフィックがそれに巻き取られることはない為、音声サービスを提供する上でのコストに基本的に大きな変動はなく、主要なコスト要因であり続けるものと考えられます。

なお、固定系接続料の原価の適正性については、過去幾度も指摘させて頂いておりますとおり、十分なレベルでの説明を頂けておらず、また第2回ヒアリング(2009年3月16日)時にも示したとおり国際的にも高いとの認識であり、弊社としても到底納得できるものではありません。**NTTの独占性を考慮すると今回の見直しの中で固定接続料に関する議論を優先的に扱って頂く必要**があると考えます。

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (2) 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方①

【検討項目1】今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点

■ 今後データ系サービスが伸びていき、音声は巻き取られていく中で、接続料の在り方についての意見があれば教えてほしい。

■ **現在、パケット通信においては、携帯電話事業者間の直接的な相互接続はありません。**(インターネット経由での接続)

一方、当社はMVNO向けにパケット通信の接続料を設定しておりますが、この場合であっても「適正な原価+適正な報酬」に基づき、金額を算定し接続約款で公表しております。**この接続料についても、音声同様に算定方法・ルールを明確化した上で、全事業者に統一的に適用すべき**と考えております。

NTTドコモ

■ ご指摘の点については、**接続料のみではなく、今後の移動体サービス全般の在り方について料金面や技術面を含む総合的な検討が必要**と考えます。また、固定通信・移動通信の融合時代においても、市場競争が機能する環境が担保されるよう配慮することが必要です。

KDDI

■ 弊社は第二種指定電気通信事業者ではなく規制対象ではありませんが、英国におけるコストモデル議論を参考に、外部機関に委託の上、コストベースでの接続料算定をすでに行っており、接続料が適正な原価に照らして行われるべきであるということには賛成です。

今後の接続料の在り方に関しては、フェアで透明な接続料算定についてオープンに議論の上、システムの違いや周波数帯の違い等の事業者間の差異が十分考慮されたものとする必要があるものと考えます。

また、**データ系のトラフィックの増進については**、第2回ヒアリング(2009年3月16日)のプレゼンテーション資料においても記載したとおり、**公平な接続料算定を行っていく上で重要な論点の一つ**になるものと考えます。なお、データトラフィックが増加したとしても、音声トラフィックがそれに巻き取られることはない為、音声サービスを提供する上でのコストに基本的に大きな変動はなく、主要なコスト要因であり続けるものと考えられます。

なお、固定系接続料の原価の適正性については、過去幾度も指摘させて頂いておりますとおり、十分なレベルでの説明を頂けておらず、また第2回ヒアリング(2009年3月16日)時にも示したとおり国際的にも高いとの認識であり、弊社としても到底納得できるものではありません。**NTTの独占性を考慮すると今回の見直しの中で固定接続料に関する議論を優先的に扱って頂く必要があると考えます。**(再掲)

ソフトバンク

■ 今後、IPネットワーク上におけるVoIPサービスの導入が進む場合においても**現状のように事業者間で接続料の精算が発生する限りは、今回提起されているような接続料にかかる課題は解決しない**と考えます。

また、**将来的に、通信料の定額制が一般的になるような場合には、ぶつ切り方式等の導入の検討も有用**であると考えます。

イーモバイル

4. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方 (2)固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方①

日本通信

■**携帯電話の世界でも、今後、回線交換音声通話はパケット化されたIP電話型の音声通話に移行するものと考えられます。**通信品質の面からは、固定網を前提に設定された現在のIP電話品質規定をそのまま移動通信に適用して固定網と同一品質を求めることは困難であることから、移動通信用“IP電話品質規定”を制定する必要があると考えますが、サービスの方向がIP電話的通信に移行することは間違いありません。**この点も含めて、すべての通信はデータ系サービスが主体になっていく**と考えられます。

かかる状況の中、接続料や接続ルールの観点で検討すべき課題は以下のとおりです。

①網構成の最適化:

本来的には、網構成や設備の選択はMNOの意思において決定・実施すべきことですが、**不合理な技術の採用や網構成の選択は無意味な接続料の高騰を招くことから**、これらの課題について、**第三者との協議の場を設ける、長期増分費用方式を適用するなどの施策が必要**であると考えます。

②品質規定の明確化、帯域保証及び優先接続:

現在の移動通信網の研究開発や標準化においては、特にパケット網における品質規定が不明確であり、また、**パケットの帯域保証や優先伝送の概念及び実現方法に対する検討が不十分**であると認識しています。パケット型音声通信も含めて様々な通信系形態やプロトコルが混在するであろう状況を鑑み、上述の事項について、**MNOの考え方が早期に明らかにされる必要があります**です。

③**帯域で接続するときの帯域幅課金(システムのキャパシティを基に算定した接続料)の算定方式**:帯域幅課金は、ネットワークのキャパシティ(最大どの程度まで収容できるか)に基づく料金で、接続する回線帯域幅(借用するキャパシティ)に依存して決定される料金です。通常、システムのキャパシティは、最繁時の通信トラフィックに依存して決定されます。**帯域幅課金は基本的に最繁時を含め、網接続している期間全てにわたり一定のキャパシティを借用することを意味する料金**ですから、時間単位または送信データ量単位の接続料金と異なり、**新たな網接続に起因して最繁時に追加しなければならない設備量を明確に規定できるという意味で、接続による投資インセンティブを削ぐことのない料金体系**です(従来の時間単位や送信データ量単位の料金は、接続により発生するトラフィックが最繁時を中心に集中する可能性を排除するものではないので、最繁時における追加設備コストを特定しにくいという意味で、新たな接続が発生したときの投資インセンティブを削ぐ可能性があります)。以上述べた背景も含め、今後パケット通信のみならず回線交換による通信においても帯域幅課金の概念による接続が今後増加すると予想される中、実際にMNOとの接続において合意している事例は、NTTドコモと当社の間の事例が一つあるのみです。従って、**普遍的な帯域幅課金の算定方式について幅広い合意を形成しておくことは、MVNOのみならず広く相互接続の促進に資すると考えられ、研究会等での検討が必要**であると考えます。

NTT東日本
・
NTT西日本

■**ブロードバンド市場は、これから各事業者の創意工夫や技術革新等により大きく変化・発展していく可能性を秘めた市場であると考えます。**こうした市場においては、まずは自由競争による取り組みを促すとともに、事業者間においても柔軟かつ多様な取引を可能とすることによって、お客様が多彩なサービスを楽しむことができるようにすることが重要であると考えます。

したがって、**ブロードバンド市場における事業者間取引については、諸外国において光ファイバやIPネットワークに対する規制がないといった状況も踏まえ、電話時代の接続料規制といった経済的規制を持ち込むのではなく、問題が生じたら調整を図るといった事後規制に見直していくことが必要**であると考えます。

5. その他

■ **抱き合わせについて及び不当廉売**(インクリメンタルが低いので長期的には不当廉売になると言っていたこと) **について、詳細を出せる範囲で教えて欲しい。**

日本通信

■ **ある大手携帯電話事業者が、ある金額で法人顧客に携帯電話機販売及び携帯電話による通信サービスの提供を提案し、その後、これらのサービスに加えて、PC等に接続して使用するデータ通信カードとデータ通信サービスを、当初の携帯電話のみの場合に提案していた金額を下回る金額で提案している事例**があると聞いており、これを基にご説明しました。当社で、不当廉売に当たるとはならないかと思われる別の事例も把握していますが、一般的にこのような状況は表面化せず、その他の不当廉売に当たるとと思われる情報も存在することを考えると、そもそも現在の通信事業に対する規制が事後規制であること自体に問題の発端があるように思えます。

通信事業は、移動固定を問わず、莫大な設備投資を必要とし、それが固定費的要素が強いことから、損益分岐点を越えた状態では、わずかな追加コストで新たな契約者を獲得できる性質があるため、このような不当廉売が発生しやすい環境にあると考えられます。この点も鑑み、今後の規制の考え方としては、事前規制に基づく制度とすべきと考えます。

また、**不当廉売は原価計算が不明確な場合に発生しやすいのも事実**です。原価がいくらか正確に把握できないため、いわゆるどんぶり勘定のままで担当部門が価格提案している可能性も高いと考えられます。これを防ぐためにも、**より厳しい規制会計を導入し、会計情報の透明性を高める必要**があります。

なお、上記の携帯電話とデータ通信は共に同種の移動体通信であるから、これらの組み合わせは抱き合わせ販売ではないとの主張があるかもしれませんが、消費者の視点からは、音声通信とインターネットアクセスに代表されるデータ通信は明らかに別サービスとして認識されるため、これらを組み合わせた販売は、抱き合わせ販売であると考えられます。

■ **コンピュータ業界、シリコンバレーからみて日本の通信の特殊性**(特に垂直統合、NGNなどについて) **について、どう考えていて、そして、今まで及び今の日本の通信についてどのように評価しているか。また、これからの展望について聞かせて欲しい**(ITUに従うべき等)。

日本通信

■ 現時点において、日本は世界で最高の通信環境を有しています。光ファイバーは全国のかなりの地域に敷設され、携帯電話についても第三代方式(3G)が充実し、HSDPAなどの高速通信も可能となっています。このように、**設備面では相当に充実した通信インフラを有しているにもかかわらず、これらの活用面、つまり、サービス競争面においては、欧米各国に相当劣後していると認識されています**。即ち、Apple社のiphoneやAmazon社のKindleのようなサービス・端末が自発的に誕生しない、あるいはGoogleのようなインターネットの基盤技術・サービス提供業者が誕生し得ない環境になっています。**この原因は、通信設備競争のみが主体となって進み、市場支配力を有する通信事業者がサービス競争を重要視せず、また、サービス提供業者が利用しやすい通信インフラを提供して来なかったこと等に起因すると分析されています**。

端的に言えば、通信網との接続環境(接続料金や提供品質、外部事業者から通信インフラを制御できる環境の構築等) **の整備を図り、サービス事業者を増やしてサービス競争を促進させる手段を講じることが重要**です。日本のNGNが使いにくく、新たなサービスが生まれる環境にないと言われるのは、正にその具体例です。インターネットの普及が、サービス事業者が無数に生まれた結果であることを、再度、強く認識する必要があります。この観点から、通信設備保有事業者の方々には、現在の日本が置かれている状況、そしてサービス事業者を積極的に増加させなければ、国際競争力の点で、せつかくの世界最高の通信インフラが活かされないことを十二分に自覚していただき、設備事業者とサービス事業者との協調が如何に重要であるかを、今一度、考えていただく必要があります。

5. その他

■ 齊藤先生のご発言の中に、ユニバについて言及されているものがあったが、**どんなコンテンツ事業者でも自由に参入して大丈夫だと考えているか。これからの展望(自主規制を作る等)についてどう考えているか。**

MCF

■ **自由な参入環境が確保されるべき**であるとする。一方で利用者保護とコンテンツ業界の健全な発展を目指していく上で、**自主規制の策定・運用は重要**であると考えます。**自主規制の策定・運用にあたっては、これまでのキャリア裁量型から業界標準型によってオープン化を進めるべき**であると考えます。